

令和 8 年度和泉市就学援助認定基準

令和 8 年度和泉市就学援助の認定基準は次のとおりです。

(次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方が認定となります。)

(1)世帯全員の令和 7 年中の合計所得金額 (※) が、下記の範囲内である方

住居の状況\世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人以上
借家世帯	258 万円	303 万円	333 万円	388 万円	428 万円	1 人につき 50
持家世帯	185 万円	230 万円	260 万円	315 万円	355 万円	万円を加算

※所得金額・・・給与所得者 (いわゆるサラリーマン、パートタイマーなどの方) は、勤務先から発行された源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」で確認できます。

・事業所得者 (いわゆる自営業の方) は、収入から必要経費を差し引いた後の金額です。

(注意)

- ・所得の申告を必ず済ませておいてください。申告していない場合は否認認定となります。
- ・令和 8 年 1 月 2 日以降に和泉市へ転入された方は、転入前の市町村が発行した令和 8 年度の課税証明書 (令和 7 年中の所得の証明。コピー可) を提出してください。

※なお、教育委員会に個人番号 (マイナンバー) を提示のうえ、所得情報の取得についての同意書に署名いただければ、課税証明書を省略できる場合があります。詳しくは教育委員会学校教育室までお問い合わせください。

(2)今年度または昨年度に次のいずれかの措置を受けた方

- ①生活保護の停止・廃止
- ②生活保護、障がい、寡婦又は寡夫による市民税の非課税 (地方税法第 295 条第 1 項)
- ③市民税の減免 (地方税法第 323 条)
- ④国民年金保険料の免除 (国民年金法第 89 条・第 90 条)
- ⑤国民健康保険料の減免又は徴収の猶予 (国民健康保険法第 77 条)
- ⑥固定資産税の減免 (地方税法第 367 条)
- ⑦児童扶養手当の受給 (児童扶養手当法第 4 条)
※「児童手当」や「特別児童扶養手当」ではありません。
- ⑧障がい年金又は遺族年金の受給 (※注)
- ⑨個人事業税の減免 (地方税法第 72 条の 62) (※注)

(3)就学援助の申請日の時点で次の状況にある方

- ⑩現在失業中で公共職業安定所に求職申込をしている。(※注)

(※注)

認定基準の⑧、⑨、⑩に該当する方は確認できる書類を添付してください。確認書類が無い場合は否認認定となります。

問い合わせ先

和泉市教育委員会事務局 学校教育室 学務グループ (☎0725-41-1551 (代表))